

国民年金保険料は

問合せ 大垣年金事務所
(☎78-5166)

お得な“前納割引”のご利用を!

国民年金保険料を前納すると、支払方法に応じて保険料が割引されます(下表のとおり)。

口座振替かクレジットカード払いで新年度から前納を希望する場合は、2月中の申込みが必要ですのでご注意ください。

2年前納制度 ※6か月前納・1年前納は割引額が異なります

	納付方法		
	口座振替	クレジットカード	現金
申込期限	2月末日		4月上旬
割引額 (令和3・4年度分)	15,850円	14,590円	
手続き場所	金融機関または年金事務所	年金事務所	



図書館の臨時休館

市立図書館は、蔵書点検・図書整理のため臨時休館します。

※臨時休館日/3月1日(月)~5日(金)

※問合せ/同館(☎78-2622)へ

自動車の名義変更など 手続きはお早めに!

毎年、年度末の3月は、自動車の名義変更や住所変更、廃車手続きなどのため、窓口が大変混雑します。自動車の登録など

に関する手続きは、早めに済ませましょう。

詳しくは、普通自動車については中部運輸局岐阜運輸支局(☎050-5540-2053)、軽自動車については軽自動車検査協会(☎050-3816-1775)へ。

カラスの巣を発見したら ご連絡を

カラスは2月頃から営巣活動を始め、カラスの巣が原因で停電が発生することもあります。

電柱の上に営巣していることを確認したときは、中部電力パワーグリッド(株)大垣営業所(☎0120-924-517)へ。



3/1~ 大垣駅周辺自転車駐車場 新規定期利用の予約受付

市は、大垣駅周辺自転車駐車場(駅西・駅東・駅北)の4月からの新規定期利用の予約受付を、3月1日から開始します。

- ※申込/各駐車場で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、利用希望の駐車場へ
- ※申込は各駐車場ごとに先着順。料金は後日納付
- ※問合せ/駅西(☎73-1609)、駅東(☎73-1604)、駅北(☎73-1614)の各駐車場へ



	期間	自転車	原付など
一般	1か月	2,000円	3,600円
	3か月	5,700円	10,200円
	6か月	10,800円	19,400円
学生	1か月	1,500円	一般と同額
	3か月	4,200円	
	6か月	8,100円	

審議会の傍聴ができます

奥の細道むすびの地記念館企画展示委員会 担当:文化振興課(☎47-8067)

2/18(木) 13:30~15:30 奥の細道むすびの地記念館 2階多目的室1

・令和2年度事業報告について ほか

墨俣一夜城 臨時開館

墨俣一夜城(墨俣歴史資料館)は、2月23日から3月7日まで開催される「いき粋墨俣つりびな小町めぐり2021」にあわせ、臨時開館します。

※臨時開館日/2月24日(水)、3月1日(月)

※問合せ/同館(☎62-3322)へ



ごみ収集日 の変更

問合せ

クリーンセンター(☎89-4124)



収集日	もえるごみ	もえないごみ・ペットボトル	プラスチック製容器包装
2/23 (火・祝)	【収集を休みます】 この日が収集日の区域は、2/26(金)に収集します		

確定申告はe-Taxで

市・県民税は郵送で提出を!

所得税及び復興特別所得税、贈与税、市・県民税、個人事業税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限は4月15日です。新型コロナウイルス感染防止のため、各種申告は可能な限り、e-Tax(電子申告)や郵送による提出にご協力ください。申告が必要な人は、下表のとおりです。

税の種類	申告会場	申告が必要な主な人	備考	問合せ
所得税及び復興特別所得税	【2/16~3/30】 市民会館3階大会議室	・事業をしている人、地代や家賃収入がある人、土地や建物を売却した人などで、令和2年の所得金額の合計金額から所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額を上回る人 ・給与の収入金額が2,000万円を超える人や、給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得と退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人など	※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の年金所得者は、確定申告は不要です。ただし、確定申告の必要がない場合であっても、還付を受けるためには確定申告が必要です ※申告義務がない人でも、医療費控除や寄附金控除などを申告することで、所得税及び復興特別所得税が還付になる場合があります	大垣税務署 (☎78-4101) 自動音声案内2番
	【3/31~4/15】 (会場調整中)			
消費税及び地方消費税	※要入場整理券	・個人事業者で、課税期間(令和2年中)に係る基準期間(平成30年中)における課税売上高が1,000万円を超える人	-	申告は 正しく
贈与税		・原則として、令和2年に個人から贈与を受けた財産の価格の合計額が110万円を超える人	-	
市・県民税	【2/16~3/15】 市民会館2階大会議室 【3/16~4/15】 市役所課税課	・営業、農業、不動産などの所得があった人(外交員を含む) ・給与所得がある人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人 ・各種控除の申告を希望する人(生命保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除など) ・国民健康保険料や遺族年金・障害年金などの各種手続きのために申告が必要な人	※令和3年1月1日現在、住所を有する市町村へ申告してください ※所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です ※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であっても、市・県民税の申告は必要です	市役所課税課 市民税グループ (☎47-8179)

※入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。ご理解ご協力をお願いします。

《個人事業税について》 所得税および復興特別所得税の確定申告書や市・県民税の申告書を提出する人は、個人事業税を申告する必要はありませんが、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄を記入してください。詳しくは、西濃県税事務所(☎73-1111 内線251、252)へ。